

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4230
22年3月1日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

新型コロナウイルスの影響による勤務等の取扱いを理解していますか？

おはようございます。

今日から3月に入りました。新型コロナウイルス第6波は、全国的にピークが過ぎたと言われていますが減少は緩やかです。

長崎県でも感染者の報告は増減を繰り返している急激な減少には至っていません。引き続きの感染対策は重要ですが、万が一感染した場合や家族等が発熱した場合、また、ワクチン接種を受ける場合の勤務等の取扱いについてしっかり理解しておくことは重要です。

今回、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せない中、勤務等について会社から再延長の情報提供がありましたので、改めて未来に掲載したいと思います。

新型コロナウイルスに感染した場合

正社員は有給の病気休暇を取得できますが、アソシエイト社員など非正規社員の病気休暇は無給です。



新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者に指定された場合

正社員、非正規社員関係なく有給の特別休暇です。また、同居する家族が濃厚接触者に指定された場合も同様です。

同居する家族が発熱した場合

新型コロナウイルスへの感染も否定できない為管理者への報告義務があります。

しかし、休んだ場合の勤務等の取扱いについては明確にはなっていない。

この様なケースで社員は会社からは一旦、自宅待機などを命じられ、仕事を休みます。発熱した家族のPCR検査が陽性だった場合は特別休暇になります。

また、ただの風邪と診断された場合、長中局でこの様なケースに該当した社員に聞いたところ自分の有休で処理したと聞きます。

新型コロナウイルスに感染した期間雇用社員(アソシエイト社員含む)の生活支援金の支給

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、社会活動の制限を受ける事となるため、生活支援金一律5万円を支給

(対象は2021年2月24日から2022年9月30日までに罹患し保健所の指示を受けた者、通算して1人1回)

ワクチン接種を受ける場合の勤務について

ワクチン接種を受ける時間に加えてワクチン接種会場までの最低限の移動時間を勤務した事と見なす(特別休暇)となっています。社員一人につき2回となっていました。3回目の接種も対象期間も延長されています(実施期間は2022年9月30日まで)

ワクチン副反応で非番、週休以外で仕事を休んだ場合

正社員は有給の病気休暇を取得できます。

期間雇用社員及びアソシエイト社員が無給の病気休暇を取得又は承認欠勤した場合に生活支援金として1人2回を限度として一律5千円が支給されます(実施期間2022年9月30日まで)



以上が新型コロナウイルスに万が一感染した場合や、濃厚接触者に指定

された場合などの勤務等の取り扱いについて会社から情報提供されたものです。

この他にも、同居する家族の友達が濃厚接触者に指定され、その友達と(家族が)接触があった場合などのケースも考えられますが、今のところガイドラインは示されていません。不安に感じる場合は管理者に連絡したほうが良いでしょう。



コロナ禍も3年目に突入しました。ワクチンも開発されてはいますが、第6波も収束せず最終的な終息には程遠い状態です。しばらくはコロナと共存しての生活になるでしょう。

新型コロナウイルスの感染に関して、他人事と考えず予防に努めるのももちろん、勤務等の取扱いについてしっかり理解する事も、感染予防の一つです。わからないことがあれば支部役員にお尋ねください。



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

ゆめが、均等待遇

なげうち差別

ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ!